

東京農工大学学位審査機構の運営に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (運営委員会) 第5条 (略) 2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 理事(教育担当) (2) 理事(渉外担当) (3)～(7) (略) 3～7 (略)</p>	<p>本則 (運営委員会) 第5条 (略) 2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) (略) (2) 理事(学術・研究担当) (3)～(7) (略) 3～7 (略)</p>	

附 則 (令和2年4月1日規程第13号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。